別紙

諮問第1391号

答 申

1 審査会の結論

「平成28年度東京都指導検査指導台帳及び結果報告書(千代田区福祉事務所)」外22件を 一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例(平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。)に基づき、審査請求人が行った別表1に掲げる開示請求(以下「本件開示請求」という。)に対し、東京都知事が令和元年5月31日付けで行った一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件開示請求に対し、担当職員の職務経歴及び当該職員に対する記載者の主観的評価など公にすることにより検査の相手方との信頼関係が損なわれるおそれがある部分について条例7条2号及び6号により、特定の保護世帯について記載されている部分について同条2号により、それぞれ非開示とする一部開示決定を行った。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件開示請求については、令和元年10月11日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和2年1月8日に実施機関から理由説明書を、同年2月17日に審査請求 人から意見書を収受し、同年7月17日(第208回第二部会)から同年9月24日(第210回第二部会)まで、3回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書、反論書及び意見書

における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した 結果、以下のように判断する。

ア 生活保護法施行事務指導検査について

生活保護法(昭和25年法律第144号) 23条1項は、都道府県知事は市町村長の行うこの法律の施行に関する事務について、その指定する職員にその監査を行わせなければならないと規定し、これに基づき、実施機関は、管内の福祉事務所に対する指導監査を実施している。この生活保護法施行事務指導検査は、福祉事務所における生活保護法施行事務の実施に係る適否を関係法令等に照らして個別かつ具体的に検討し、必要な是正改善の措置を講ずるとともに、生活保護行政を適正かつ効率的に運営できるよう指導、援助するものである。

イ 本件開示請求、本件対象公文書及び本件非開示情報について

実施機関は、本件開示請求に対し、別表2に掲げる公文書を対象公文書として特定 し(以下「本件対象公文書」という。)、別表2に掲げる本件非開示情報1から49に ついて、それぞれ条例7条2号又は6号に該当することを理由として、一部開示決定 を行った。

ウ 本件非開示情報1から49までの非開示情報該当性について

(ア)本件非開示情報1、4、6、8、10、12、13、15、17、20、22、32、34、35、38、43、44及び47の非開示情報該当性について

上記本件非開示情報を審査会が見分したところ、特定の福祉事務所における特定 の被保護世帯に関する生活保護の具体的な状況が記載されており、その記載内容から、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなる ものであることから条例 7条 2 号本文に該当し、その内容及び性質から、同号ただし書のいずれにも該当せず、非開示が妥当である。

(イ)本件非開示情報2、3、5、7、9、11、14、16、18、19、21、23、24、25、27、29、30、31、33、36、39、41、45及び48の非開示情報該当性について

上記本件非開示情報を審査会が見分したところ、福祉事務所の組織的運営に関する幹部職員の取組状況が記録作成者の評価とともに記載されていることが確認できる。特定職員の取組状況に対する実施機関の評価、判断に関する情報を公にすることとなると、検査対象機関が将来の評価等を想定した対応に終始し、これにより職務遂行状況の正確な把握が困難になるなど、実施機関の指導検査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例7条6号に該当し、同条2号該当性を判断するまでもなく、非開示が妥当である。

(ウ)本件非開示情報26、28、37、40、42、46及び49の非開示情報該当性について 上記本件非開示情報を審査会が見分したところ、対象となった福祉事務所の課題 に関する当該事務所の対応状況が記載されていることが確認できる。当該福祉事務 所における未公表の内部管理情報を公にすることとなると、当該対応の当否につい ての説明を求められることを憂慮して情報の提供を躊躇するなど、実施機関の指導 検査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められることから、条例7 条6号に該当し、非開示が妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書等において、本件開示請求に関する開示決定等の期間延長などについて種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、友岡 史仁、野口 貴公美、藤原 道子

別表1 本件開示請求

開示請求に係る公文書の件名又は内容

千代田区 中央区 台東区 荒川区 練馬全部 (4か所) 全部の福祉事務所 H28年、29年、30年度の指導検査結果報告書指導台帳

別表2 本件対象公文書、開示しない部分及びその理由

(公文書の件名)

1) 平成28年度東京都指導検査指導台帳及び結果報告書(千代田区福祉事務所)

(開示しない情報を含む部分)

平成28年度指導検査結果報告書

- ・重点事項ー保護の適正実施の推進
- (1) イの一部及び(4) の一部
- ・【経過確認のため任意に情報提供 を求める項目】の世帯番号及び日付

<本件非開示情報1>

1)の一部 は他の情報と照合することにより、特定の個に情報提供 人を識別することができることとなるもので あるため (条例7条2号)。

・重点事項ー組織的運営の推進(1)及び(4)イの一部

<本件非開示情報2>

担当職員の職務経歴が記載されており個人 情報に当たる情報であること及び記載者の主 観的評価が記載されており、公にすることで 検査の相手方との信頼関係が損なわれ、ま た、率直な記載ができなくなることで今後の 検査事務の適正な遂行に支障が生じるおそれ があるため(条例7条2号及び6号)。

特定の個人を識別することができる情報又

(公文書の件名)

2) 平成28年度東京都指導検査指導台帳及び結果報告書(中央区福祉事務所)

(開示しない情報を含む部分)

平成 28 年度指導検査結果報告書

・重点事項ー組織的運営の推進(1)及び(4)イの一部

<本件非開示情報3>

担当職員の職務経歴が記載されており個人情報に当たる情報であること及び記載者の主観的評価が記載されており、公にすることで検査の相手方との信頼関係が損なわれ、また、率直な記載ができなくなることで今後の検査事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるため(条例7条2号及び6号)。

(公文書の件名)

3) 平成28年度東京都指導検査指導台帳及び結果報告書(台東区福祉事務所)

(開示しない情報を含む部分)

平成28年度指導檢查結果報告書

- ・重点項目【法 63 条】の一部
- ・重点事項、保護の適正実施の推進(3)アの一部
- ・ 重点事項 暴力団該当性の一部
- ・【医療扶助】の一部
- ・【経過確認のため任意に情報提供を求める項目】の一部

<本件非開示情報4>

特定の個人を識別することができる情報又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものであるため(条例7条2号)。

- ・ 重点事項ー組織的運営の推進
- (1) 及び(3) の一部
- ・【評価できる点】の一部

<本件非開示情報5>

担当職員の職務経歴が記載されており個人情報に当たる情報であること及び記載者の主観的評価が記載されており、公にすることで検査の相手方との信頼関係が損なわれ、また、率直な記載ができなくなることで今後の検査事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるため(条例7条2号及び6号)。

(公文書の件名)

4) 平成28年度東京都指導検査指導台帳及び結果報告書(荒川区福祉事務所)

(開示しない情報を含む部分)

平成28年度指導検査結果報告書

- ・重点項目(法第63条・法第78条)の一部
- ・重点事項-保護の適正実施の 推進(2)エ、(4)及び
- (5) の一部
- ・重点事項-組織的運営の推進
- (3) の一部
- ・【経過確認のため任意に情報

提供を求める項目】の一部

<本件非開示情報6>

特定の個人を識別することができる情報又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものであるため(条例7条2号)。

・重点事項-組織的運営の推進(1)の一部

<本件非開示情報7>

担当職員の職務経歴が記載されており個人情報 に当たる情報であること及び記載者の主観的評価 が記載されており、公にすることで検査の相手方 との信頼関係が損なわれ、また、率直な記載がで きなくなることで今後の検査事務の適正な遂行に 支障が生じるおそれがあるため(条例7条2号及 び6号)。

(公文書の件名)

5) 平成28年度東京都指導検査指導台帳及び結果報告書(練馬区練馬総合福祉事務所)

(開示しない情報を含む部分)

平成28年度指導検査結果報告書

・重点項目(法第63条・第78 条)の一部

<本件非開示情報8>

・ 重点事項 - 組織的運営の推進

(1) の一部

<本件非開示情報9>

担当職員の職務経歴が記載されており個人情報に当たる情報であること及び記載者の主観的評価が記載されており、公にすることで検査の相手方との信頼関係が損なわれ、また、率直な記載ができなくなることで今後の検査事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるため(条例7条2号及び6号)。

(公文書の件名)

6) 平成 28 年度東京都指導検査指導台帳及び結果報告書 (練馬区光が丘総合福祉事務所)

(開示しない情報を含む部分)

平成28年度指導檢查結果報告書

・重点事項-保護の適正実施の 推進(4)及び(5)の一部

<本件非開示情報 10>

特定の個人を識別することができる情報又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものであるため(条例7条2号)。

・重点事項ー組織的運営の推進(1)の一部

<本件非開示情報11>

担当職員の職務経歴が記載されており個人情報に当たる情報であること及び記載者の主観的評価が記載されており、公にすることで検査の相手方との信頼関係が損なわれ、また、率直な記載ができなくなることで今後の検査事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるため(条例7条2号及び6号)。

(公文書の件名)

7) 平成28年度東京都指導検査指導台帳及び結果報告書(練馬区石神井総合福祉事務所)

(開示しない情報を含む部分)

平成28年度指導台帳

・指導検査結果-2 勧告①の 改善状況(評価)の一部

<本件非開示情報 12>

特定の個人を識別することができる情報又は他 の情報と照合することにより、特定の個人を識別

することができることとなるものであるため(条 例7条2号)。

(開示しない情報を含む部分)

平成 28 年度指導検査結果報告書

- 重点事項-保護の適正実施の 推進(2)、(4)及び(5)の 一部
- 重点事項ー組織的運営の推進 (3) 及び(4) の一部
- · 重点事項-事項別「世帯分

離」の一部

<本件非開示情報 13>

特定の個人を識別することができる情報又は他 | の情報と照合することにより、特定の個人を識別 することができることとなるものであるため(条 例7条2号)。

・重点事項ー組織的運営の推進

(1) の一部

<本件非開示情報14>

担当職員の職務経歴が記載されており個人情報 に当たる情報であること及び記載者の主観的評価 が記載されており、公にすることで検査の相手方 との信頼関係が損なわれ、また、率直な記載がで きなくなることで今後の検査事務の適正な遂行に 支障が生じるおそれがあるため (条例7条2号及 び6号)。

(公文書の件名)

8) 平成28年度東京都指導検査指導台帳及び結果報告書(練馬区大泉総合福祉事務所)

(開示しない情報を含む部分)

平成28年度指導檢查結果報告書

- ・重点事項-保護の適正実施の 指針(5)の一部
- ・重点事項ー組織的運営の推進 (3)、(4) の一部

<本件非開示情報 15>

・重点事項ー組織的運営の推進(1)の一部

<本件非開示情報16>

担当職員の職務経歴が記載されており個人情報 に当たる情報であること及び記載者の主観的評価 が記載されており、公にすることで検査の相手方 との信頼関係が損なわれ、また、率直な記載がで きなくなることで今後の検査事務の適正な遂行に 支障が生じるおそれがあるため(条例7条2号及 び6号)。

(公文書の件名)

9) 平成29年度東京都指導検査指導台帳及び結果報告書(千代田区福祉事務所)

(開示しない情報を含む部分)

平成29年度指導検査結果報告書

- ・重点事項ー保護の適正実施の推進(1)アの一部
- ・【経過確認のため任意に情報 提供を求める項目】の一部

<本件非開示情報 17>

特定の個人を識別することができる情報又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものであるため(条例7条2号)。

- ・重点事項ー組織的運営の推進
- (1)及び(3)イの一部<本件非開示情報18>

担当職員の職務経歴が記載されており個人情報 に当たる情報であること及び記載者の主観的評価 が記載されており、公にすることで検査の相手方 との信頼関係が損なわれ、また、率直な記載がで きなくなることで今後の検査事務の適正な遂行に 支障が生じるおそれがあるため(条例7条2号及 び6号)。

(公文書の件名)

10) 平成29年度東京都指導検査指導台帳及び結果報告書(中央区福祉事務所)

(開示しない情報を含む部分)

平成29年度指導検査結果報告書

・重点事項ー組織的運営の推進

(1) 及び(3) の一部

<本件非開示情報19>

担当職員の職務経歴が記載されており個人情報 に当たる情報であること及び記載者の主観的評価 が記載されており、公にすることで検査の相手方 との信頼関係が損なわれ、また、率直な記載がで きなくなることで今後の検査事務の適正な遂行に 支障が生じるおそれがあるため(条例7条2号及 び6号)。

(公文書の件名)

11) 平成29年度東京都指導検査指導台帳及び結果報告書(台東区福祉事務所)

(開示しない情報を含む部分)

平成29年度指導檢查結果報告書

・重点事項ー保護の適正実施の

- 状況】の一部
- ・【経過確認のため任意に情報 提供を求める項目】の一部

<本件非開示情報 20>

特定の個人を識別することができる情報又は他 推進(2)イ、工及びオの一部 の情報と照合することにより、特定の個人を識別 ・訪問調査—【訪問計画の策定 | することができることとなるものであるため(条 例7条2号)。

重点事項ー組織的運営の推進 (1) の一部

<本件非開示情報21>

担当職員の職務経歴が記載されており個人情報 に当たる情報であることから、公にすることで検 査の相手方との信頼関係が損なわれ、今後の検査 事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるた め (条例7条2号及び6号)。

(公文書の件名)

12) 平成29年度東京都指導検査指導台帳及び結果報告書(荒川区福祉事務所)

(開示しない情報を含む部分)

平成29年度指導検査結果報告書

・重点事項、保護の適正実施の 推進(4)の一部

<本件非開示情報 22>

特定の個人を識別することができる情報又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものであるため(条例7条2号)。

・重点事項ー組織的運営の推進(1)の一部

<本件非開示情報23>

担当職員の職務経歴が記載されており個人情報 に当たる情報であることから、公にすることで検 査の相手方との信頼関係が損なわれ、今後の検査 事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるた め(条例7条2号及び6号)。

(公文書の件名)

13) 平成29年度東京都指導検査指導台帳及び結果報告書(練馬区練馬総合福祉事務所)

(開示しない情報を含む部分)

平成29年度指導検査結果報告書

・重点事項ー組織的運営の推進

(1) の一部

<本件非開示情報24>

担当職員の職務経歴が記載されており個人情報 に当たる情報であることから、公にすることで検 査の相手方との信頼関係が損なわれ、今後の検査 事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるた め(条例7条2号及び6号)。

(公文書の件名)

14) 平成29年度東京都指導検査指導台帳及び結果報告書(練馬区光が丘総合福祉事務所)

(開示しない情報を含む部分)

平成29年度生活保護法施行事務指導台帳

・指導検査結果 2 勧告①改 善状況(評価)の一部

<本件非開示情報 25>

担当職員の職務経歴が記載されており個人情報 に当たる情報であることから、公にすることで検 査の相手方との信頼関係が損なわれ、今後の検査 事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるた め(条例7条2号及び6号)。 ・指導検査結果 2 勧告①改 善状況ヒアリング内容

<本件非開示情報 26>

対外的に公表されていない区内部の情報について記載されており、公にすることで検査の相手方との信頼関係が損なわれ、今後の検査事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるため(条例7条6号)。

(開示しない情報を含む部分)

平成 29 年度指導検査結果報告書

・重点事項-組織的運営の推進(1)、(3)の一部

<本件非開示情報 27>

担当職員の職務経歴及び服務状況が記載されて おり個人情報に当たる情報であること及び記載者 の主観的評価が記載されており、公にすることで 検査の相手方との信頼関係が損なわれ、また、率 直な記載ができなくなることで今後の検査事務の 適正な遂行に支障が生じるおそれがあるため(条 例7条2号及び6号)。

・【福祉事務所の対応と課題】 <本件非開示情報28> 対外的に公表されていない区内部の情報について記載されており、公にすることで検査の相手方との信頼関係が損なわれ、今後の検査事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるため(条例7条6号)。

(公文書の件名)

15) 平成29年度東京都指導検査指導台帳及び結果報告書(練馬区石神井総合福祉事務所)

(開示しない情報を含む部分)

平成29年度指導検査結果報告書

・重点事項ー組織的運営の推進

(1)、(3)の一部

<本件非開示情報29>

担当職員の職務経歴が記載されており個人情報 に当たる情報であること及び記載者の主観的評価 が記載されており、公にすることで検査の相手方 との信頼関係が損なわれ、また、率直な記載がで きなくなることで今後の検査事務の適正な遂行に 支障が生じるおそれがあるため(条例7条2号及

び6号)。

(公文書の件名)

16) 平成29年度東京都指導検査指導台帳及び結果報告書(練馬区大泉総合福祉事務所)

(開示しない情報を含む部分)

平成29年度指導檢查結果報告書

重点事項ー組織的運営の推進

(1)、(3) の一部

<本件非開示情報30>

担当職員の職務経歴及び服務状況が記載されて おり個人情報に当たる情報であること及び記載者 の主観的評価が記載されており、公にすることで 検査の相手方との信頼関係が損なわれ、また、率 直な記載ができなくなることで今後の検査事務の 適正な遂行に支障が生じるおそれがあるため(条 例7条2号及び6号)。

(公文書の件名)

17) 平成30年度東京都指導検査指導台帳及び結果報告書(千代田区福祉事務所)

(開示しない情報を含む部分)

平成30年度指導檢查結果報告書

・重点事項ー組織的運営の推進

(1)、(3) の一部

<本件非開示情報31>

担当職員の職務経歴が記載されており個人情報 に当たる情報であること及び記載者の主観的評価 が記載されており、公にすることで検査の相手方 との信頼関係が損なわれ、また、率直な記載がで きなくなることで今後の検査事務の適正な遂行に 支障が生じるおそれがあるため(条例7条2号及 び6号)。

(公文書の件名)

18) 平成30年度東京都指導検査指導台帳及び結果報告書(中央区福祉事務所)

(開示しない情報を含む部分)

平成30年度指導検査結果報告書

- ・重点事項ー保護の適正実施の 推進(1)アの一部
- ・【医療扶助】【講評】の一部 <本件非開示情報 32>

・重点事項ー組織的運営の推進 (1)、(2)及び(3)の一部 <本件非開示情報33>

特定の個人を識別することができる情報又は他 の情報と照合することにより、特定の個人を識別 することができることとなるものであるため(条 例7条2号)。

担当職員の職務経歴が記載されており個人情報 | に当たる情報であること及び記載者の主観的評価 | が記載されており、公にすることで検査の相手方 との信頼関係が損なわれ、また、率直な記載がで きなくなることで今後の検査事務の適正な遂行に 支障が生じるおそれがあるため (条例7条2号及 び6号)。

(公文書の件名)

19) 平成30年度東京都指導検査指導台帳及び結果報告書(台東区福祉事務所)

(開示しない情報を含む部分)

平成30年度生活保護法施行事務指導台帳

・指導検査結果 1 主な助言 項目 講評⑦の一部

<本件非開示情報 34>

特定の個人を識別することができる情報又は他 の情報と照合することにより、特定の個人を識別 |することができることとなるものであるため(条 例7条2号)。

(開示しない情報を含む部分)

平成 30 年度指導検査結果報告書

- ・重点事項ー保護の適正実施の 推進(2) オ及び(3) ウ
- ・重点事項-「法63条、78 条」の一部
- ・訪問調査-【訪問計画の策定 状況】[講評]の一部

の求償事務」の一部

·【医療扶助】「3 第三者行為

<本件非開示情報 35>

- ・重点事項「(1) 組織的運営 の推進に向けた所長等幹部職員 の取組」及び「(3) 査察指導 機能の充実と実施体制の整備」 イの一部
- ・【福祉事務所の課題と対応】 の一部

<本件非開示情報36>

担当職員の職務経歴が記載されており個人情報 に当たる情報であること及び記載者の主観的評価 が記載されており、公にすることで検査の相手方 との信頼関係が損なわれ、また、率直な記載がで きなくなることで今後の検査事務の適正な遂行に 支障が生じるおそれがあるため(条例7条2号及 び6号)。

(公文書の件名)

20) 平成30年度東京都指導検査指導台帳及び結果報告書(練馬区練馬総合福祉事務所)

(開示しない情報を含む部分)

平成30年度生活保護法施行事務指導台帳

・2 勧告①「改善状況ヒアリング内容」の一部

<本件非開示情報 37>

対外的に公表されていない区内部の人員要求の 状況について記載されており、公にすることで検 査の相手方との信頼関係が損なわれ、今後の検査 事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるた め(条例7条6号)。

(開示しない情報を含む部分)

平成 30 年度指導検査結果報告書

- ・重点事項-保護の適正実施の 推進(4)の一部
- ・重点事項ー組織的運営の推進(4)アの一部
- ・暴力団該当性の一部

<本件非開示情報 38>

重点事項-組織的運営の推進

(1) の一部

<本件非開示情報39>

担当職員の職務経歴が記載されており個人情報 に当たる情報であること及び記載者の主観的評価 が記載されており、公にすることで検査の相手方 との信頼関係が損なわれ、また、率直な記載がで きなくなることで今後の検査事務の適正な遂行に 支障が生じるおそれがあるため(条例7条2号及 び6号)。

・【評価できる点】の一部 <本件非開示情報 40>

対外的に公表されていない区内部の情報につい て記載されており、公にすることで検査の相手方 との信頼関係が損なわれ、今後の検査事務の適正 な遂行に支障が生じるおそれがあるため(条例7 条6号)。

(公文書の件名)

21) 平成30年度東京都指導検査指導台帳及び結果報告書(練馬区光が丘総合福祉事務所)

(開示しない情報を含む部分)

平成30年度指導檢查結果報告書

・重点事項ー組織的運営の推進

(1) 及び(3) イの一部

<本件非開示情報 41>

担当職員の職務経歴が記載されており個人情報 に当たる情報であること及び記載者の主観的評価 が記載されており、公にすることで検査の相手方 との信頼関係が損なわれ、また、率直な記載がで きなくなることで今後の検査事務の適正な遂行に 支障が生じるおそれがあるため (条例7条2号及 び6号)。

・【福祉事務所の課題と対応】 の一部

<本件非開示情報42>

対外的に公表されていない区内部の情報につい て記載されており、公にすることで検査の相手方 との信頼関係が損なわれ、今後の検査事務の適正 な遂行に支障が生じるおそれがあるため(条例7 条6号)。

(公文書の件名)

22) 平成30年度東京都指導検査指導台帳及び結果報告書(練馬区石神井総合福祉事務所)

(開示しない情報を含む部分)

平成30年度生活保護法施行事務指導台帳

・指導検査結果 1 主な助言 項目 文書①、2 文書①改善 況(評価)の一部

特定の個人を識別することができる情報又は他 の情報と照合することにより、特定の個人を識別 状況(評価)及び講評⑦改善状|することができることとなるものであるため(条 例7条2号)。

<本件非開示情報 43>

(開示しない情報を含む部分)

平成 30 年度指導檢查結果報告書

重点事項-保護の適正実施の 推進(4)の一部

<本件非開示情報 44>

特定の個人を識別することができる情報又は他 の情報と照合することにより、特定の個人を識別 することができることとなるものであるため(条 例7条2号)。

重点事項ー組織的運営の推進

(1) 及び(3) イの一部

<本件非開示情報45>

担当職員の職務経歴が記載されており個人情報 に当たる情報であること及び記載者の主観的評価 が記載されており、公にすることで検査の相手方 との信頼関係が損なわれ、また、率直な記載がで きなくなることで今後の検査事務の適正な遂行に 支障が生じるおそれがあるため (条例7条2号及 び6号)。

重点事項ー組織的運営の推進

(4) アの一部

・【福祉事務所の課題と対応】 の一部

<本件非開示情報 46>

対外的に公表されていない区内部の情報につい て記載されており、公にすることで検査の相手方 との信頼関係が損なわれ、今後の検査事務の適正 な遂行に支障が生じるおそれがあるため(条例7 条6号)。

(公文書の件名)

23) 平成30年度東京都指導検査指導台帳及び結果報告書(練馬区大泉総合福祉事務所)

(開示しない情報を含む部分)

平成30年度生活保護法施行事務指導台帳

· 2 講評⑤改善状況 <本件非開示情報 47> 特定の個人を識別することができる情報又は他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものであるため(条例7条2号)。

(開示しない情報を含む部分)

平成 30 年度指導検査結果報告書

・重点事項ー組織的運営の推進

(1) 及び(3) イの一部

<本件非開示情報 48>

担当職員の職務経歴が記載されており個人情報 に当たる情報であること及び記載者の主観的評価 が記載されており、公にすることで検査の相手方 との信頼関係が損なわれ、また、率直な記載がで きなくなることで今後の検査事務の適正な遂行に 支障が生じるおそれがあるため(条例7条2号及 び6号)。

・【評価できる点】の一部 <本件非開示情報49>

対外的に公表されていない区内部の情報について記載されており、公にすることで検査の相手方との信頼関係が損なわれ、今後の検査事務の適正な遂行に支障が生じるおそれがあるため(条例7条6号)。